

令和元年6月20日現在

機関番号：24403

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04161

研究課題名(和文) 女性支援現場の支援者が認識する女性の抑圧要素とジェンダー規範

研究課題名(英文) Women's oppressive factors and gender norms recognized by social worker

研究代表者

児島 亜紀子 (Kojima, Akiko)

大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・教授

研究者番号：40298401

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、女性支援の現場において支援者がいかに「ジェンダーが利用者にもたらす困難」と「他の抑圧要素」との関係把握しているのかを明らかにすべく、インタビュー調査を試みた。その結果、利用者の入所理由によって利用者の困難が「ジェンダーに起因するものかどうか」を判断される傾向があることが浮かび上がった。「ジェンダーに起因する困難」と「他の抑圧要素」が重層化し、利用者の困難状況を深刻化させていることについては、問題の背景に生育歴や社会構造など、本人がコントロールできない要因があることを理解している支援者のほうが、的確に認識している傾向があった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、女性支援現場にいる支援者たちが、入所者の直面している問題と入所者の「ジェンダー」をどのように関連づけて捉えているのか、また、支援にあたってどの程度ジェンダーを重視し、配慮した支援を展開しているのかをある程度明らかにすることができた。加えて、同じ女性支援に携わる支援者であっても、所属する施設・機関の違いによって、入所者の生活課題とジェンダーの結びつけ方には温度差があることも明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In this research, we conducted an interview survey to clarify how the social workers understand the relationship between "the difficulties that gender brings to users" and "other repressors" in the field of women's support. As a result, it became clear that there is a tendency for users to determine whether their difficulties are due to gender based on the reason for entering the place. With regard to the fact that "gender-induced difficulties" and "other repressive factors" are stratified and the user's difficulties are aggravated, there are factors that the person can not control, such as the life history and social structure as the background of the problem.

研究分野：社会福祉学

キーワード：ソーシャルワーク 女性支援 ジェンダー 抑圧

1. 研究開始当初の背景

女性支援に関しては、フェミニズムの立場から、支援者は少なくとも以下に挙げるような視点を持つことが重要であると指摘されてきた。すなわち 女性たちの多様な生活様式や言説を理解すること 女性のアイデンティティを尊重すること 依存関係を再概念化すること ケアワークを評価すること 女性、子ども、男性のニーズを分離すること 抑圧に抵抗できない行為主体と能力とを理解すること、などである(Dominelli 2002)。このような視点に立った上で、支援者は利用者個人の苦悩を公的な問題として再定義し、全体的な問題解決を図る必要がある(ibid.)。また、フェミニストのアプローチから影響を受けた反差別的実践(anti-discriminatory practice)や反抑圧的实践(anti-oppressive practice)においても、資源にアクセスする権能を持たない利用者の脆弱性には、ジェンダーや民族、宗教、個人の能力や社会的地位などの多様な要因が関係していることが指摘されている(Dominelli 2002; Thompson 2006; Turbett 2014)。

かかるフェミニズムや反差別的実践などのラディカルなアプローチが提示してきたことは、わが国の女性支援の現場においても生かされているのだろうか。わが国の女性支援の多くは、母子生活支援施設、婦人保護施設、救護施設、民間シェルター等の福祉施設で行われてきた。経営母体が純然たる民間であるDVシェルターを別とすれば、女性支援に関わる福祉施設は、ステレオタイプの性別役割分業やジェンダー秩序に基づいて整備されたものが多い(丸山 2013)。たとえば、母子生活支援施設では、今なお「養育者」としての母親の育児能力に焦点が当てられ、ジェンダー規範に沿った「よい母親」になるような方向付けが支援者によって行われる傾向がある。かかる支援のもとでは、母親個人のニーズを子どものニーズと区別して双方を両立させることや、女性のおかれた抑圧状況を的確に把握し、そこから逃れられない行為主体のありようを理解してエンパワーしていくという女性支援の基本的な視点は後景に退く。

筆者がこれまで行った婦人保護施設における支援者への聞き取り調査では、当該施設の根拠法である「売春防止法」がもつ女性差別的なまなざしに自覚的でありかつわが国の福祉制度に内在するジェンダー秩序にも敏感な支援者が多かった。伝統的なジェンダー秩序を体現した福祉制度のもとで、個々の支援者が福祉サービスを利用する女性たちを有効にエンパワーするためには、ジェンダーのもたらす困難と他のさまざまな抑圧要因とを構造的に関連づける視点が欠かせないことは、これまでの筆者による聞き取りの結果からも明らかである。

本研究において、さまざまな女性支援現場の支援者たちが冒頭に掲げた視点をいかに持ち(あるいは持たず)、女性支援に生かしているか(あるいはいないのか)を明らかにすることは、わが国の女性支援の現状と問題点を探る上で欠かせない作業である。加えてこの作業は、反抑圧的实践などのラディカルなアプローチの導入が進んでいないわが国で、ラディカルなアプローチが提示する女性支援の基本的な視点や理論枠組と、日本の支援者たちが行っている実践およびその背景にある現状認識や理論上の相違点・共通点を明らかにすることでもある。

【文献】

- Dominelli, L. (2002) *Feminist Social Work Theory and Practice*, Palgrave Macmillan.
(2003) *Anti-Oppressive Social Work Theory and Practice*, Palgrave Macmillan.
(須藤八千代訳『フェミニストソーシャルワーク:福祉国家・グローバルイゼーション・脱専門職主義』明石書店、2015年。)
Thompson, N. (2006) *Anti-discriminatory Practice*, Palgrave Macmillan.
Turbett, C. (2014) *Doing Radical Social Work*, Palgrave Macmillan.
丸山里美(2013)『女性ホームレスとして生きる』世界思想社。

2. 研究の目的

本研究の目的は、女性支援の現場において支援者がいかに「ジェンダーが利用者にもたらす困難」と「他の抑圧要素」との関係性を把握しているのかを明らかにすることである。女性というジェンダー自体が利用者を抑圧する要因として機能するのはもとより、利用者の社会経済的な地位・健康状態や稼働能力・労働市場における位置づけ・エスニシティ・異性愛でない性的志向等もまた、利用者が排除される原因となることが知られている。わが国の女性支援の現場では、ジェンダーによって引き起こされた女性固有の困難と、かかる一連の抑圧要素とはどのように結びつけて理解され、女性をエンパワーする支援に結びついているのだろうか。かかる問いに対し、本研究では、主として支援者に対するインタビューを分析することによってその答えを探っていく。

3. 研究の方法

本研究においては、男女共同参画センターの職員(退職者も含む)へのプレインタビューの後、婦人相談所・救護施設・婦人保護施設等において女性支援を行っている/いた支援者たちに対してインタビュー調査(半構造化面接)を実施した。支援者たちは利用者の多様な生活問題をどのように理解しているか 支援者たちは利用者の直面する困難をどの程度ジェンダーと関わるものとして捉えているか 支援者たちは利用者の置かれた困難をどの程度社会的・政治的な構造に起因するものとして把握しているか 利用者のおかれた状況において、支援者はジェンダーに起因する困難と、それ以外の抑圧要因とをどのように関連づけて支援計画を策定

しているのか 現行制度に内在しているジェンダー秩序を支援者たちはどのように捉えているのか 支援者たちは自らに内面化されたジェンダー規範に自覚的であるかといった事柄を明らかにすべく、支援者および元支援者7名に実践における印象的なエピソードを語って貰いながら、インタビューガイドに沿いつつ適宜自由に質問を展開していった。これらのインタビュー結果の分析にはKJ法を用いた。

4. 研究成果

4-1 生育歴への着目

支援者たちの語りには、利用者の困難の遠因として家庭環境や生育歴の影響が大きいと捉えたものが多かった。たとえば「自己肯定感が低い利用者は、親が厳格で口答えが許されない環境であったことが多い」といった趣旨の語りや、「施設での一時保護利用者や、中長期入所の利用者の生育歴を見ると、虐待や暴力を振るわれた経験のある人が圧倒的に多い」といった語りがある。それらの典型である。

また、利用者の困難の奥底に、「淋しさという感情があると思う」という語りも少なくなかった。これは、過去に筆者が行ってきた女性支援現場でのインタビューでも、多くの支援者によって語られた事柄である。なおこの点とも関係するが、長じて利用者をさまざまな苦境に陥れるおおもとが「幼少期に親に認められなかったこと」にあるという語りも、過去のインタビューと同様、多くの支援者に共通して見られた。

女性支援に限らず、利用者の生育歴に着目するのは支援者にとって定石といえる。しかしながら、利用者の経験の奥にある「淋しさ」と、彼女らの抱える生活困難を結びつける視点は、女性支援独特のものであるとあってよいかもしい。なおここにいう利用者の生活困難とは、「他者との関係をうまく築くことができないことによって、結果的に自分が暴力被害や経済的搾取などの被害に遭ってしまうこと」であると要約しよう。

支援者のうちの何人かは、利用者が比較的簡単に他者（この場合、多くは異性である）と「危険な関係に入ってしまう」と述べた。施設においては彼女らに対する手厚い支援が可能であるため、他者とのいびつな関係性も改善される傾向にあるが、施設を退所して地域社会に戻ったとき、幾人かの元利用者は再び異性と「危険な関係に入ってしまう」。そのことに「無力感を覚える」と語る支援者もいた。このように、経済的困窮や精神障害など多様な利用者の困難の根底には、「関係性の構築にかかわる問題」があるという支援者の見立てが女性支援の現場では一般的になりつつあるのではないかと思われる。とはいえ、関係の結び方の偏りもまたジェンダーに関わる問題なのではないかということに関する言及はほとんどなく、利用者の生育歴をジェンダーとのかかわりで分析しようとする視点が（女性支援とはいえ）明確にあるとはいえないという印象を持った。

4-2 フェミニズムとポストフェミニズムの間で

支援者のうち、女性抑圧が構造的なものであり、利用者の被る暴力と搾取が代表的な女性の抑圧経験であると明確に語っていたのは、女性センター、男女共同参画センターなど「男女共同参画基本法」と関連の深い機関や、婦人相談所など「DV防止法」に関連する機関に所属する職員たちであった。彼女らの語りには、おしなべてラディカルフェミニズムの影響が見て取れた。

一方、これとは対照的に、施設の支援者の中には「フェミニズムは厭」「悪い印象がある」と語る者もいた。フェミニズムにネガティブな印象を持つ、という支援者は「利用者に対し、女性だから気をつけるとかそういうことではない」、「女性特有の困難というのピンとこない」と語った。なぜそう思うかという質問に対しては、「女性利用者に配慮することは、かえってジェンダー規範を再生産する」からであると語り、「女性であることによる特有の苦しみがあるというのにも違和感がある」と述べた。この職員だけではなく、ジェンダー視点を持たない法律が当該施設の根拠法である場合（たとえば生活保護法）その施設の支援者の語りには、「女性特有の困難」があるという見方に違和感を覚える、あまり共感できないとするものが複数あった。

かかる傾向が施設の種別に起因するものなのか、それとも支援者固有の意見であるのかは、インタビュー調査からは必ずしも明らかにならなかった。しかしながら、女性特有の困難はない、とするこれらの語りの中に、「もはや女性差別は存在しない」「近年、男性も同様にしんどい思いをしているのだから、女性だけ特別といったことはない」という、いわゆるポストフェミニズム的な言説の影響を見ることは可能であろう。

また、利用者の入所理由によって、利用者の困難がジェンダーに起因するものかどうかを判断される傾向があることも、インタビューによって浮かび上がってきた。DVや性暴力は、ジェンダーに起因する生活困難であるとみなされる反面、経済的困難をジェンダーと関連づけるかどうかは、施設によって支援者の認識にばらつきが見られた。上述したように、売春防止法やDV防止法等のようなジェンダーに関する法律を根拠法と「しない」施設の職員に、経済的困窮をジェンダー問題として捉えない傾向が見られた。

さらに、これも施設の種別と関係があるかどうかは判然としないものの、婦人保護施設以外の施設職員による「職員はあまり社会のことには関心がない。ただし人間には関心がある」といった語りもあり、構造的な女性抑圧があるという前提（？）を共有しない女性支援が、わが国において普通に行われている現状も浮かび上がった。わが国のように、伝統的なジェンダー

秩序を体現した福祉制度のもとでは、「抑圧」という概念を手にするこすら困難なのだろうか。ネオリベ思想が台頭する日本で、「女性はもう被害者ではない」という言説が福祉現場にも入り込み、その結果、依然として存在する女性抑圧が十分に可視化されぬまま、女性を被害者と見なす考えを過去の産物として葬り去るようなことになりはしないかという危機感を覚える。

4 - 3 組織の壁、制度の壁

支援者の中には、利用者の困難を作り出す要因は複雑に絡み合っており、まるで「絡んだ毛糸玉のよう」ではあるが、「糸をあまりにほぐしてしまうと、かえって支援できなくなってしまう」ため、どこまでほぐすかが難しい課題だと語る者もいた。その支援者曰く、いわゆる DV 被害者を例にとると、加害者との関係を今度どうしていくかといった問題はもちろんのこと、暴力による本人の身体や心へのダメージ、子どもへの DV の影響など、さまざまな困難が交錯している。しかしながら、施設でできることは非常に限られている。たとえば、利用者の状況によっては、退所して地域に出たのち、彼女を精神科クリニックへつなげることが必要な場合が少なくない。しかし、それは「施設にいる今はまだ(そのような)支援ができない」ということを意味する。すなわち、利用者の生活問題を解決するといっても、婦人保護施設の枠内で提供可能な支援しかできないのが実態である。この支援者は、女性支援の限界についてそのように語った。

また、同じ支援者によって、いわゆる「他法優先」の課題も語られた。曰く、本人に何らかの障害がある、あるいは一緒に逃げてきた子どもに対するネグレクトがある・・・など、俗に言う「DV 被害者支援」の枠に収まりきれない問題を当該利用者が抱えている場合は、障害者福祉や児童福祉など、他法領域に支援を委ねることになるという。

このような語りから、組織の壁や制度の壁ともいべき課題が明らかになる。人員配置が縮減されるなど、婦人保護施設が現在おかれている支援体制の「壁」と、「他法優先」という制度の「壁」とが、本来の女性支援 女性の困難を総体的に捉えてエンパワメントを図ることの実現を困難にさせているということである。

婦人保護事業をはじめとする、女性のための公的支援がともすれば硬直的で柔軟性に欠けるために、困難を抱える女性たちのニーズに応えきれていないのではないかという疑問は、今回のインタビュー調査でも何人かの支援者たちから提出されていた。ある支援者は、若年貧困女性の受け皿となっている性風俗産業では、SNS を駆使して女性をスカウトしており、その手腕の巧みさや、女性たちの多様なニーズに応えようとする柔軟性には、婦人保護施設など遠く及ばないと嘆息した。かかる指摘は、女性支援、わけても婦人保護事業が直面している根本的な問題を言い当てているものと思われる。

4 - 4 批判的省察の語り

支援者たちの多くは、支援者 - 利用者間の権力関係に自覚的であった。

経験の基底に「他人から認められない淋しさ」を持っている利用者ほど、支援者の道徳意識や、支援の方向を決定づける支援者の価値観、あるいは「こうして欲しいな」という利用者に対する要望に敏感である。そうした利用者は、支援者の望む方向に自ら進んで行動することによって、支援者からの承認を得ようとするため、支援者は知らぬ間に利用者を誘導する可能性がある。支援する側はそのことに自覚的でなければならぬときっぱり語った支援者がいた。

また、施設退所後は、以前勤めていた性風俗産業に戻りたいと語る利用者が少なくないと言いい、「それを一概によくはないことだと決めつけられない」と語る支援者もいた。以前実施した婦人保護施設でのインタビューでも、「性風俗産業で働くというのはアリ」だとする語りは複数あり、セックスワークは道徳的に望ましくないと明言する支援者が多数派というわけでは必ずしもなかった(性風俗で働くのは「アリ」といった後、「個人的にはやめた方がいいと思う」と付け加える消極的・限定的否定派は多い)。このことと、近年注目されているいわゆるセックスワーク論との関係について、今回、より突っ込んだインタビューができなかったことは残念である。このほか、反省的な語りとして、「利用者の話を聞いていると、こちら側(=支援者)の性規範意識に何かを突きつけられる」というものもあり、全体的に、機関や施設を問わず、自己反省的で省察的な語りが多くみられたことは印象深かった。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

児島亜紀子「反抑圧ソーシャルワーク実践 (AOP) における交差概念の活用と批判的省察の意義をめぐって」『女性学研究』25 号、pp.19-38、2019 年 3 月。

児島亜紀子「ソーシャルワークにおけるフェミニスト・アプローチの展開：ポストモダンの転回を経て」『女性学研究』25 号、pp.27-51、2018 年 3 月。

岩本華子、増井香名子、山中京子、児島亜紀子「市配置の婦人相談員の DV 被害者支援における役割-被害経験者に対するインタビュー調査をもとに」『社会問題研究』66 巻、pp.53-64、2017 年 3 月。

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

サラ・バンクス著：石倉康次、児島亜紀子、伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価

値』法律文化社、2016年7月。

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

なし

(2) 研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。